

令和 5 年中標津町議会 6 月定例会一般質問

通告	質 問 議 員	質 問 事 項
1	8 番 江 口 智 子 (P 2 ~ P 5)	1) 子宮頸がん予防ワクチンについて
2	9 番 高 橋 善 貞 (P 6 ~ P 8)	1) サンセット方式による事業見直しについて
3	1 8 番 松 村 康 弘 (P 9 ~ P 1 3)	1) 断熱・気密に関する専門家資格の研修について 2) 国道 272 号線 標津～中標津間の高規格化の早期 実現に向けた要請について
4	5 番 佐久間 ふみ子 (P 1 4 ~ P 1 6)	1) 子どもの発達支援について
5	1 番 平 山 光 生 (P 1 7 ~ P 1 9)	1) 防災について

令和5年6月定例会一般質問

通告1

質問 子宮頸がん予防ワクチンについて

答弁 積極的勧奨の周知に努めます

8番 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

8番、江口智子でございます。通告に従いまして、子宮頸がん予防ワクチンについて質問いたします。

子宮頸がんは子宮の出口近くの頸部にできるがんで、若い世代の女性のがんの多くを占め、厚労省の調べでは年間1万人以上が罹患し、3,000人弱が亡くなっています。

また、30代までに治療のために子宮を失う人も約1,000人います。子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルス、いわゆるHPVは、女性の多くが一生に一度は感染すると言われており、感染してもほとんど自然に消える中、一部の人でがん化するものです。このがん化を防ぐのに高い効果を発揮するのが子宮頸がん予防ワクチンであり、欧米諸国では120か国以上で公的接種が行われ、カナダ、イギリス、オーストラリアでは8割を超える人が接種をしています。

このことにより、これらの国々では子宮頸がんが減少傾向であるのに、先進7か国で接種率が最下位の日本では逆に増加傾向です。日本では平成25年に定期接種が始まりましたが副反応の報告により積極的勧奨が中止され、厚労省専門部会の知見を踏まえ昨年4月より積極的勧奨が再開しました。さらに本年4月からは従来の2価4価に加え、子宮頸がんの原因の80から90%を占める7種のHPV感染を防ぐとされる9価ワクチンの公費負担が開始されています。

当町においては、本年、予防接種等事業において、子宮頸がん予防ワクチンの接種を実施していますが、予算審査特別委員会の折、令和4年度の接種率を尋ねたところ、2月の時点で小学6年生から高校1年生までが6.6%、その他の世代で11.1%とのことでした。平成25年に定期接種を開始した際は、数か月の間に半数以上がこぞって接種をするような状況であったとのことで、当時と比較すると非常に低い率となっています。治療において子宮を失ったり、妊娠しても早産のリスクが高まるなど、公費負担のワクチンを接種していれば予防できるということを広く周知し接種率を向上させることは急務であります。



そこで当町のワクチン接種について、以下3点について質問します。

1、令和4年度の接種率と本年目標とする数値について伺います。

2、個別通知には子宮頸がん予防ワクチンの必要性のほか、3種のワクチンの説明や接種回数など丁寧に記されているか。また、個別通知を行わない学年にも該当者全てに周知されているかお尋ねします。

3、昨年に続いて、積極的勧奨がされなかった期間に接種の機会を逃した平成9年から18年生まれのキャッチアップ世代への周知方法と、自費で接種をした方への費用償還払いの周知方法についてお尋ねします。

以上3点にわたりまして御答弁よろしく願いいたします。

【答弁：町民生活部長】

江口議員御質問の子宮頸がん予防ワクチンについて御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、平成22年に緊急促進特別対策事業としてワクチン接種に対する全額補助が開始され、平成25年度からは小学校6年から高校1年相当の女子を対象とした定期接種として公費で接種できるようになりましたが、ワクチン接種後に広い範囲に広がる痛みや手足の動かしにくさなどの副反応疑いが報告されたことから、接種希望者の接種機会は確保しつつ、積極的な勧奨が一時的に差し控えられておりました。この間、専門家の会議において継続的に議論されておりましたが、令和3年11月の会議において、安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、積極的な勧奨を差し控えている状態を終了されることとされ、令和4年4月から積極的勧奨が再開されたところです。

さて、1点目の御質問、令和4年度の接種率と本年目標とする数値についてですが、令和4年度接種率につきましては、小学校6年から高校1年相当の女子については7.8%、その他の世代については12.8%となっており、それらを合わせた接種率につきましては10.9%となっております。また、本年度の目標につきましては、本年度予算において対象者1466人に対し、延べ280人分を見込んでおり、割合といたしましては19.1%となっております。

2点目の個別通知には子宮頸がん予防ワクチンの必要性のほか、3種のワクチンの説明や接種回数など、丁寧に記されているか、また、個別通知を行わない学年にも該当者全てに周知しているかについてですが、今年度の個別通知につきましては、中学校1年生と高校1年生相当に実施しておりまして、ワクチンの効果や副反応の説明や3種のワクチンの

一般的な接種スケジュールなどを記載しており、ワクチンの必要性や接種回数について十分理解いただける内容となっております。個別通知を行わない学年につきましては、該当者全員への周知は行っておりませんが、町ホームページへの掲載及び広報誌へのチラシ折り込みを行うとともに、厚生労働省のリーフレットを保健センター及び町立中標津病院に配架し、周知に努めております。

3点目の積極的勧奨がされなかった期間に接種の機会を逃した、キャッチアップ世代への周知方法と、自費で接種をした方への費用償還払いの周知方法についてですが、副反応疑いにより積極的な勧奨が一時的に差し控えられていた平成9年度から平成18年度生まれの全対象者に対して、昨年、文書によりキャッチアップ接種について周知し、町ホームページへの掲載及び広報誌へのチラシ折り込みを行うとともに、今後も広報誌への掲載による周知を予定しております。また、自費で接種をした方への費用償還払いについての周知につきましては、これまでも町ホームページにおいて周知しておりますが、あわせて広報誌への掲載を予定しております。なお、費用償還払いの実績につきましては、昨年度1件となっております。

子宮頸がん予防ワクチンは接種することにより90%以上の感染予防効果があると言われており、定期予防接種のため原則無料で接種出来ますが、ワクチンを接種するしないは自身での選択になることから、今後も引き続き、ワクチンについての情報提供や積極的な勧奨に努め、接種率の向上を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

【質問：江口 智子 議員】

8番、江口智子でございます。令和4年度の接種率は全体で10.9%で、本年の目標は19.1%とのことです。ほぼ倍増であり、そのためには周知方法の強化が必要であると思います。子宮頸がんは、特に若年の世代において増加傾向であることを鑑み、接種するかどうかは個人の選択であることは前提として、ワクチンの副反応に対するネガティブなイメージを払拭させることと、積極的勧奨が再開されていることを、あらゆる手段を講じて周知すべきであります。ワクチンの効果を十分に発揮させるためには、ワクチンの安全性と効能をよく理解していただくことが肝要であり、性交渉を持つ前の年齢での接種が望ましいことを考えれば、対象学年への個別通知のほかに、小学6年生以上の全児童生徒に対してお知らせを配布することは出来ないのでしょうか。

厚労省のリーフも設置して見てもらうのを待つよりも、お知らせと併せて対象者へ配った方が確実であります。また、費用償還払いの実績があるということは、キャッチアップ世代及びそれ以上の世代で自費であってもワクチン接種を希望される方がいる可能性が

あり、分かりやすい情報の発信が必要です。

町のホームページでは、予防接種について1つのページにまとめられていますが、ここから子宮頸がん予防ワクチンにたどり着くまで情報が入り組んでおり、欲しい情報が取り出しにくい状況です。さらに平成25年に積極的勧奨を中止した際の町立病院の目立つPDFファイルが検索上位に来るなど誤解を招きかねないことから、ホームページでの情報発信の在り方についても再考が必要ではないでしょうか。

以上、児童生徒へのお知らせの配布とホームページでの情報発信の在り方について再質問いたします。

【答弁：町長】

江口議員の再質問にお答え申し上げます。初めの頃、残念ながら副反応が先行してしましまして、結果的にワクチンを打つ方が少なくなってしまったということで、その後、先ほど報告しましたとおり、有効性が専門家の間でしっかりと認められているということでございますので、江口議員おっしゃるとおり積極的にですね、これを推進するというのは、これは進めたいと思います。分かりにくいホームページにつきましても、早速ですね、手配いたしまして、修繕するようにしたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

令和5年6月定例会一般質問

通告2

質問 サンセット方式による事業見直しについて

答弁 町長・関係者への影響を考慮したうえで検討します

9番 高橋 善貞 議員

【質問：高橋 善貞 議員】

9番、高橋善貞です。サンセット方式による事業見直しについて質問させていただきます。

昨年11月に全職員に周知した、令和5年度予算編成方針に、基本方針の3番目に予算要求基準が6項目挙げられております。その前段には、財政運営は依然として厳しい状況が見込まれることを認識し、歳入に見合った歳出、前例や既成概念に捉われない見直し、最小の経費で最大の効果を上げるなどの予算要求の原則が記載されております。何故か過去、令和4年の「財源無くして政策なしというすばらしいキャッチコピーは、いつの間にか無くなってしまいました。

その予算要求基準の4項目に、スクラップアンドビルド及びサンセット方式の導入を原則とすることが明示されております。特にサンセット方式は、事業の取り組みの終わりをあらかじめ定めるものです。全国的にも少子高齢化に人口減、人材減が進んでおり、中標津町においてはロングトレイル、330マラソン、カラマツの湯などが廃止され、本年度新たに標津岳山開きも実施が見送られました。私の所属する町内会はコロナの影響もあり、財政面、会員の減少、役員の高齢化もあり、中標津神社の例大祭の参加を早期に断念しました。近年は自助、共助、公助の共助が危うくなってきております。

予算編成にあるような財政的な問題もありますが、今までやれた事業やイベントがスタッフ不足で継続して出来ないという話をよく聞きますし、少子化が原因で参加する子供が少なくなったことは、町内の民間の小児科医院が廃業してしまうことでも明らかだと思います。人材不足の大変な状況下にあって、安易にボランティアに頼ることがないように、行政を執行する上で再度この状況を認識していただきたいと思います。

令和3年度から10年間の第7期中標津町総合計画は、本年度、前期5年の中間年になりますが、この先、継続して実施できるのか、十分に事務事業の内容を検討すべき時期だと思います。過去からの惰性で、事業予算消化のために実施しているような事業や、当初の



目的や役割が終わりつつある事務事業、イベントなど、事業の終期を決めるサンセット方式をもっと取り入れて、今後の事務事業を再構築していくべきと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

高橋議員御質問のサンセット方式による事業見直しについて御答弁いたします。

人口減少、少子高齢化が進む中で、情報化社会の進展、生活形態の多様化など、行政に求められる施策は日々変化をしております。そのような中、第7期総合計画に掲げる将来像の実現に向けて、これらの変化に対して柔軟に対応していくために、議員御指摘のとおり、事業費の計上について終期を設定するサンセット方式の考え方は非常に重要であると私も認識をしております。サンセット方式につきましては、令和2年度予算から編成方針に規定し推進しているところであり、特に新規事業については、保育士等養成修学資金貸付事業や酪農学園大学との連携協定に基づく新商品開発事業など、継続を前提とせず、事業の効果、必要性を十分に検討した上であらかじめ終期を定めた事業設定を行っているところであります。

また、施策や事務事業の見直しに当たっては、所管部署の自己評価となる事務事業評価、管理職による施策評価を行った上で、私が本部長を務める行政改革推進本部で総合的な評価のほか、学識経験者を含む外部評価委員会による、町民からの客観的な意見も踏まえた行政評価において、施策や事務事業の検証を行っております。これらの行政評価につきましては、令和4年度より事務事業評価と第7期総合計画における実施計画を連動させ、評価に基づく施策協議というPDCAサイクルにより取り組んでいるところであります。

しかしながら、特に既存事業のスクラップや再構築に当たっては、受益や負担を伴う町民や団体の理解、協力も重要であり、行政側で一方的に進められない事情もあると考えます。事務事業の見直しに当たっては、町民など関係者への影響も踏まえ、事業の規定や町民の将来負担の妥当性などについて慎重に検討、検証の上、町民に納得していただけるよう進めてまいります。第7期総合計画は御承知のとおり、本町にとって初の人口減少を見据え策定した計画であり、行政の膨張を抑え、少子高齢化社会を地域で支え合う共助は、まちづくりにおいて重要であると考えますが、議員御指摘のとおり、地域を支える人手、人材が不足しているという現状は私も認識をしております。

町としまして、本年度、フロンティア事業推進補助金において、地域活性化に資する人材育成への支援拡充や町内会の活性化に関する事業支援を追加し、人材育成を視点とした見直しを図ったところではありますが、ボランティア団体へ行政から協力を依頼する際には、

今後、十分配慮をしままいります。人口減少という大きな課題の中、各事業が本来果たすべき役割をしっかりと見極め、評価に基づくスクラップアンドビルドやサンセット方式を取り入れながら、効果的、効率的な行政運営を目指してまいりますので、御理解をお願いいたします。

【質問：高橋 善貞 議員】

再質問させていただきます。

令和2年度予算から始まり、令和5年度の新規事業に対してもサンセット方式を取り入れたのはよく分かります。私の質問は現状の事業をサンセット方式で再度検証してはどうかと言っているんですが、結局やめたくても行政側で一方的に決断は出来ない事情も大体分かりました。

この大きな問題で町長は2025年問題を御存知と思いますが、2025年には全ての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になって、国民の4人から5人に1人は後期高齢者になってしまう、いわゆる超高齢化社会が目の前に来ているっていう危機感を感じているかということなんです。この団塊の世代は、現在まで町内会だとかPTAだとか、各種団体の地域活動に率先して参加して支えてくれた世代だと私は思っています。もうそこまで来ている人材不足、成り手不足はもう避けようがなくて、羅臼町は知床開きを今年で最後としました。中標津町においても先を見越して、事務事業の再生時期を真剣に検討していくべきだと私は思っています。なかなか地域に丸投げしてしまうようなことは、もうこれからは出来ないということを再認識していただきたいと思っています。そんな状況で質問が重なりますが町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

【答弁：町長】

再質問にお答えいたします。

確かに子供が少なくなる、そしてさらに高齢化がさらに進む、そして今言われた団塊の世代の皆さんが後期高齢者世代に入っていくというのは、これは非常にどちらとも大きな問題でございまして、当然そういうことに対応できるような体制づくりをしっかりとしないといけないと思っております。人数に任せて、パワーに任せてやっている行事等もたくさん、これは実はあるわけでありまして、それらをどういうふうにしっかりと見直すのか、もしくは継続させるのかというのは、今後本当に大きな問題だと思っております。いきなり75歳になったから全ての方がいきなりリタイアするとは思えませんけれども、いずれにしても、しっかりとした目標を持ちながら研究を進めて対応できるように努力したいというふうに考えております。以上です。

令和5年6月定例会一般質問

通告 3

質問 断熱・気密に関する専門家資格の研修について

答弁 カーボンニュートラルを目指し職員の資質向上に努めます

18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村康弘でございます。このたびは2点の質問を準備いたしました。

1点目でございます。断熱、気密に関する専門家資格の研修についてであります。我が町がゼロカーボンシティを宣言して3か月が経ちます。今日まで、中標津の建築について、特に断熱・気密について、中標津型住宅のあるべき姿について提言を繰り返してまいりました。

しかしながら私の問題提起が、町職員の皆さんにほとんど届いていないということに最近気がついてまいりました。どうも、建っている建物に対しての見え方が違っているようなのであります。この違いを乗り越えていかなければ、国連の地球環境部会が地球の地域に対して実効ある成果として求める、建築の熱損失を減少させる試みがスタート出来ないのではないかと考える次第です。

先の3月定例会の予算委員会では、町職員に対して業務に必要な資格を取得するに際して助成をすることが決まりましたが、それ以前、所属の厚生常任委員会の審査において喫緊の資格取得について、実際に実技を伴うような資格について、完全な資格取得に至らなくても、学科資格の取得だけでも民間の業者としっかり対峙できることを主張いたしました。それは実技を体験出来なくても、町職員が専門性を必要とする仕事ができるための仕組み作りの1つの考え方を披瀝したものでございます。

今般、ゼロカーボンシティの実を上げようと中標津町が挑戦を始めることは、北海道内においても最冷涼の都市にあって、断熱・気密が進むこととなり、我が町が地球温暖化防止に独自の成果を上げることとなるはずです。積極参加することは、具体的成果を見通せます。我が町はこの実現に当たって、最短の距離にあると考えるんですが、この視点さえも、どうも私の独りよがりになって吹き抜けていくもどかしさを感じます。

しかし、これを乗り越える手法として、表題に掲げるような資格取得に関するテキストを入手して講習を受け、町民による資格委員会を組織して、町独自の資格として認証し褒



賞も考慮するというのは実現不可能なことでしょうか。このテキストの入手と講習会の参加については、町長以下副町長、部長課長などの政策決定に関わる皆さんの積極参加を期待するものですが、テキストを手にとってぱらぱらと眺めるだけでも、目からうろこが落ちるような表記に驚かれることと思います。職員の皆さんの資格取得にチャレンジするきっかけになるだけでなく、町行政全体としても20人を超える専門的知識を有する人材を獲得できることになるとすれば、それは政策決定に至る合意形成に大きな力となるはずです。この人材集団は、町が今後、事を起こそうとするとき、今までとは違った視点での思考を提供することになるのだと期待するものです。定例的な彼らの会議開催は、地球温暖化に対抗する独自の町おこしにも積極的な貢献をするものと考えます。ぜひ、研究されることを期待して1問目の質問といたします。よろしく御答弁お願いいたします。

【答弁：町長】

松村議員御質問の断熱・気密に関する専門家資格の研修について御答弁申し上げます。

本町は本年3月17日に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指し、ゼロカーボンシティを宣言いたしました。また、根室管内1市4町全ての自治体が表明したことを踏まえ、根室振興局が中心となり、ゼロカーボン根室の推進に向けた共同メッセージを4月1日に発表し、根室管内の地域全体で行政関係機関、事業者、住民の皆様が一体となり取り組んでいこうと呼びかけたところであります。

ゼロカーボンに向けた取組の1つとして、建築物の断熱性の向上は北海道においても力を入れているところであり、そのための省エネ改修等への助成についての検討も進められているところであります。各種公共施設の計画や建設に関わる町職員は完成後の効率的・効果的な維持管理や、カーボンニュートラルの理念に基づく施設整備への意識を高めることも重要となり、断熱・気密に関する専門知識は有効と考えます。

今年度から実施する職員への資格取得費用助成制度は、人材確保の一環として、これまで自費としてきた自発的な資格取得の費用負担について、町民サービスの向上により最終的に町民に還元され、さらに職員の資質向上と自己啓発意欲を喚起させることから、公費負担として取り組むものであります。制度の運用に当たっては、公費を投入する以上、資格取得に当たり必要とする一定の知識やスキルを習得したことが客観的に証明される必要があると考えており、資格取得を希望する職員も、その証明を得るために努力をするものであります。そのため、議員御提案の完全な資格取得に至らなくても、町民による資格委員会を組織して、町独自資格として認証し報奨も考慮するということは、制度の趣旨には少なじまないものと考えております。

しかし、ゼロカーボンを推奨するため、関連する業務の担当職員はもちろん、それ以外の職員においても、ゼロカーボンシティ宣言を行った町の職員として、知識習得や資質向上に努めることは当然であり、建築物の断熱性能向上に関わる知識に限らず、カーボンニュートラルを目指すため、有用な情報について、今後、職員研修の開催等、積極的に職員に発信し、引き続き職員の資質向上に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

質問 国道272号線 標津～中標津間の高規格化の早期実現に向けた要請について
答弁 関係自治体と連携を図り要請をしてまいります

18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村康弘でございます。2点目の質問でございます。

国道272号線、標津中標津間の高規格化の早期実現に向けた要請についてお尋ねいたします。釧路中標津道路は、釧路市と標津町を結ぶ延長約100キロの地域高規格道路、国道272号線の路線名で、1994年2月16日、計画路線に指定されました。もうすぐ30年が経とうとしています。近年、標津中標津間の通勤のための利用者は増大し、この区間の交通量は飛躍的に伸びているように思われます。

しかるに、現272号線は昔の標津川河岸段丘の地盤の良いところを選んで造られた道路を部分的に改良して今日に至っており、カーブの侵入に際して、速度を意図的に落とさせるガタンガタンと振動させて、ドライバーに減速を促す装置がついていたり、アイスバーン時には、相当な事故のリスクを伴う箇所がたくさんあります。緊急車両の満足な走行にも支障を与えるのではないかと指摘しても過言ではないと思います。

かつて高規格道路への予定路線陳情時には、標津釧路間は生命を守る道路であると働きかけられましたが、その必要性は今日増すことはあれ、減ることは全くありません。根室管内4町の連携はますます深まってきています。一次産業を支える物流の基盤として、はたまた観光客の増加など、地域産業の活性化に大きく貢献するこの高規格化を実現することは喫緊の地域課題であると考えます。

そこで提案いたしますが、国道272号線の標津中標津間と別海中標津間の高規格化を、4町で語らって強烈に陳情を開始すべきではないでしょうか。特に標津中標津間は優先順位が高い道路だと考えます。さらに、自転車専用レーンを創設することができれば、世界中のサイクリスト招致も可能になります。特に台湾は直行便のチャーターだって不可能ではありません。20キロの国道をサイクリングしていくと、眼前に国後島が広がる。それ

をさらに 20 キロ行くと上陸できるという距離を実感できるのです。

これらの陳情を積極的に展開し、地域の底力を強化すべき時ではないでしょうかと申し上げまして、2 点目の質問といたします。

【答弁：町長】

松村議員御質問の、国道 272 号線、標津中標津間の高規格化の早期実現に向けた要請について御答弁申し上げます。

釧路中標津道路は議員が言われますとおり、当地域の農業関連資材や生乳などの搬送・輸送ルート、また、観光ルートとして重要な役割を担うほか、救急救命時には釧路市の高次医療機関への患者搬送ルートとして、まさに生命を守る道路であり当地域にとって極めて重要な路線であります。現在私が会長を務める釧路中標津道路整備促進期成会では、平成 31 年 3 月に開通した上別保道路に続き、阿歴内、東阿歴内間及び北片無去、中茶安別間の調査促進と、風雪による通行止めや防災の緊急性から令和 3 年度に事業化されました上春別防雪の早期整備について、期成会会員の合意形成を図り国や北海道の関係機関への要請に取り組んでおります。

議員から御提案のありました標津中標津間と別海中標津間については、これらの現在要望している区間との比較の上、交通量をはじめ、事故や通行止めなどの潜在的な危険度や緊急性、さらには整備によって期待される効果などを具体的に示した上で優先順位を検討し、当期成会の中で合意形成を図る必要があります。

御提案の区間につきましても、広大な根室管内と釧路市を結び、羅臼町を含めた農林畜産業・水産業における生産物の輸送や観光振興を支える交通道路として整備が急がれることは十分認識しておりますし、先日、釧路開発建設部長が来庁した際に、中標津標津間について、地元要望もある旨お話をさせていただいたところであります。

いずれにいたしましても、引き続き計画的かつ着実に整備が進められるよう、関係自治体と連携を図り要請をしまいたしますので、御理解をお願いいたします。

【質問：松村 康弘 議員】

18 番、松村でございます。ただいまの町長の御答弁、開発建設部とのやりとりなど努力されていることは認めます。しかしながら、今、我が根室管内、先般、富士ドリームエアラインのチャーター便の中標津空港への便数が、国内の F D A の定期便の増大に合わせて、結果として減ってしまったようなそういう説明を受けました。しかし最近になって、釧路空港に F D A はチャーター便を降ろすことが新たに報道されています。

我が根室管内、インフラ整備とかインバウンドの整備において釧路市よりはガッツに欠けると申しましょうか。過去に釧路空港へ台湾から直行便が1週間に1便飛んでおりまして、そのとき冬場に降りて来られた台湾の観光客がカーブを曲がり切れないで、センターラインを越えて事故を起こしたことがございます。そういう意味にあっても、釧路市がインフラ、道路の整備にかける情熱というのは非常に強いものがあると思います。

私たちの根室管内、それに比べると、とてもやはり思いが伝わりづらいのかと思うところがございます。標津中標津、別海中標津、これらの道路を早急に高規格道路化に向けての実現を働きかけることは、地域エゴであっても優先順位を上げていってもら、そういう強い姿勢が今、4町の中で求められて、根室市も入れて1市4町の中で求められている場面ではないかと思うのですが、ぜひそのような会議を開催するに当たっての地域としての問題提起を町長としてなさってみてはいかがででしょうかと再質問いたします。いかがでしょうか。

【答弁：町長】

観光に関する部分に関しましては、根室管内というのは大きな宿泊施設がない。これは例えばウトロでありますとか、阿寒から比べるとやはり見劣りするものでありまして、大きく呼べる施設があれば当然、そこに呼ぼうとする力も相当数働くものでございまして、それを何とか構築出来ないかと。大きな宿泊施設は無理にしても、観光の拠点をしっかりポイントづくりながらですね、お客様を何とか呼び込もうという施策をこの間ずっと続けておりますし、またそれに関してやはり、道路需要がいい道東における車の運転ですね、このまましっかりしていこうということで、道路要請は常日頃しております。

その中で、今、議員のおっしゃった部分とは路線がちょっと違うのでありますけれども、特に中春別と中標津の間の道路につきましては非常に狭くて、またよく曲がりくねっているということでありまして、必ず中標津町に入る団には10台ぐらいの列が出来ているというふうなものがあります。ここについて特に力強くですね、事あるごとに要請を続けておりますし、実際に車の交通量も非常に多いということでもあります。

そういった部分から見れば、私は逆に優先順位は、根室中標津道路の中春別中標津間ではないかというふうにはちょっと考えているところであります。議員のおっしゃった部分と相容れない部分もありますけれども、道路要請につきましては今後ともしっかりと詰めていきたいというふうに思っております。以上です。

令和5年6月定例会一般質問

通告4

質問 子どもの発達支援について

答弁 支援機関との連携を強化してまいります

5番 佐久間 ふみ子 議員

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

5番、佐久間ふみ子でございます。通告に従いまして、子どもの発達支援について御質問いたします。

放課後等児童デイサービスは、授業終了後、学校休業日に集団や個別で発達に課題を抱える子どもの療育と成長、自立に向けてサポートしていく事業です。本町には、平成25年6月、シェアスペースあにまーと内に「とらい

あんぐる」と、令和2年2月に開所した「たいようとクローバー」と、民間の事業所2か所で放課後等児童デイサービスを開設しています。就学児童の7歳から18歳まで合わせて、それぞれの場所で1日10名の受入れをしています。

管理責任者の方からお話を伺い、安心して過ごせる居場所づくりと、一人一人に寄り添い見守りながら、子どもたちに向き合う施設の在り方や先生たちは子育て支援の大事な役割を担っているのではないかと感じました。そのお話の中で、来年度の小学校入学に向けて、未就学児の保護者から既に事業所に問合せや相談が来ているそうです。保護者の中には、仕事をこのまま続けていけるのかなど、就労に関して心配する声がよく聞かれるということです。発達に不安を抱えるお子さんの療育支援と保護者の就労支援を含めた居場所づくりとして、児童館の放課後児童クラブなど、利用の仕方の丁寧な説明をする必要性があるのではないのでしょうか。

そこで、以下の2点について町長にお伺いいたします。

1点目、児童館の放課後児童クラブにおいて支援が必要だと思われる児童を受け入れる場合、現在どのような対応を行っていますか。また、対象児童の特徴や配慮すべき事柄についての必要な情報の共有を実施していますか。

2点目、国では基本指針に、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、または圏域での設置を進めています。本町において、6歳から18歳の子どもの発達支援と相談支援を行う児童発達支援センターを整備する必



要があると考えます。現在の状況と今後の児童発達支援センター整備について、どのようにお考えでしょうか。

【答弁：町長】

佐久間議員御質問の子どもの発達支援について御答弁申し上げます。

1点目の児童館の放課後児童クラブを受け入れる場合の対応についてですが、児童クラブは保護者が就労等の理由により家庭を不在にし、放課後に児童を養育することが出来ない場合に児童館において児童を受入れており、その条件として、普通学級や特別支援学級の在籍区分によらず、身辺自立が出来、集団生活が可能な児童で、特に児童館まで自力で通うことができることとしております。

そのため、新入学児の場合は障がいのある児童も含め、入学前に保育園等の活動を見学したり、保育士や保護者、児童と面談し、児童の特性等を把握し受入れを行っております。また、受入れ後は小学校とも連携し、随時、情報共有を行うとともに、児童にトラブルがあった場合には保護者や小学校とも相談しながら、児童が生活しやすい環境を整えるように努めております。さらには、障がいがある児童との接し方について、今年度も特別支援教育の知識を有する専門家を講師に招き研修会を行う等、児童館職員のスキルアップに努めているところであります。

2点目の児童発達支援センターの整備についてですが、児童発達支援センターは発達の遅れや障がいがある児童に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適用訓練などを行う児童発達支援とともに、保護者への相談支援や保育施設等への助言、援助を行うなど、地域の中核的な医療資支援施設と位置づけられるものでございます。

市町村及び都道府県が策定する第2期障がい児福祉計画においては、国の基本指針を踏まえ、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村、または圏域に少なくとも1か所以上の施設を基本として目標設定するところでありますが、施設整備のハード面や人員基準等の指定基準におけるハードルが高く、現在道内では27事業所の指定に留まっている状況であります。

本町においては現在、発達の遅れや障がいがある児童やその保護者に対する支援を行う身近な療育の場として、町営の児童デイサービスセンターを町立保育園に併設し、未就学児の児童発達支援を行うとともに、0歳から18歳の子どもの発達に係る個別相談、学校や保育所等への訪問支援や医療機関との連携を図る子ども発達支援事業にも取り組んでいるところであり、国が示す児童発達支援センターと同等の機能を有する療育支援体制と

なっております。

児童発達支援センターの整備に当たっては、子ども発達支援事業の実績を生かし、地域の中核的な市町村こども発達支援センターとしての位置づけに向け、障害者自立支援協議会や関係機関からの御意見等を踏まえながら協議を進めてまいります。

また、この他に町内には、発達の遅れや障がいがある児童への療育支援、また、その保護者への相談支援を展開する民間事業所は3か所開設しております。町といたしましては障がいの種別や年齢別等のニーズに応じた地域での相談支援や専門的な療育が受けられるよう、引き続きニーズ把握に努め、支援機関との連携を強化していきたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

5番、佐久間ふみ子でございます。再質問いたします。

ただいま御答弁で、地域での相談支援や専門的な療育が受けられるように、支援機関との連携を強化していきたいとの町長の御答弁は大変理解いたしますが、本町の町内小・中学校において、支援の必要な児童生徒は年々増加し療育のニーズも高まっていると感じます。

現在町内2か所の民間事業所で療育支援を展開していますが、受入れ人数の拡充を求めるのは難しいと考えます。今後、新たな事業所、子どもの居場所の在り方を民間と町とで連携協力して、次につながる子育て支援施策を講じていくべきではないでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

再質問に御答弁申し上げます。現在ある民間事業所も含めてですね、今後何か展開できるところはないかというのは探しているところでございまして、サービスの利用状況等を踏まえながら、できるだけ援助をしっかりとしていきたいというふうに思っております。

また、具体的には開設場所につきまして、空き家でありますとか空き店舗の紹介、事業の立ち上げにおきましては、北海道の指定を受ける必要がありますので、その申請手続への助言等、できる限り行っていきたいというふうに考えております。

また、開設する事業所の受入れ定員の拡充につきましては、当然、施設基準上における定員の上限もありますので、必要人員配置とした保育士等の人材の確保も重要となるため、民間事業所が参入しやすい環境づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

令和5年6月定例会一般質問

通告5

質問 防災について

答弁 体験型の情報発信・防災意識の向上に努めます

1 番 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

1 番、平山光生でございます。防災について質問させていただきます。

現在、地域防災計画を改定に向け見直している最中であり、いろいろな情報を収集していると思いますが、大規模災害となったときに最も有効なのは、町民自ら備える防災備蓄と防災組織となってくると思います。

しかし、津波の被害がない我が町は、何度か大きな地震を経験しましたが、避難生活や復興に関する情報が少ないため、災害に危機感を持ちながらも行政だよりとなっていて、一部町内会で炊き出し訓練を行ったり、避難訓練を行ったりしていますが、実際に中標津町が備蓄、保管しているものを試したことがある方はどのくらいいるのでしょうか。避難所用の資材はどんなものがあるのか、自宅にどんなものを備えておけば避難所で活用できるのか、文字の一覧表や完成写真では想像がつかない方が多いです。

広報中標津でも、防災知識の普及に努めているとは思いますが、もっと身近に体験できるようなものは考えていますでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

平山議員御質問の防災について御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、大規模災害が発生したときには、町などの行政機関も被災するので、全ての被災者を迅速に支援することが難しくなることから、平時から自分自身を守るため自ら災害に備えていただくことや町内会などの自主防災組織での防災訓練に参加していただくことは、とても重要なことであります。

このため、町では広報誌をはじめ、出前講座、防災訓練、その他の啓発活動を通じて、災害に対する家庭での備えなどの防災知識の普及、啓蒙に努めているところでありまして、令和4年度においては実際に備蓄品や防災資機材を使用した避難訓練を1町内会及び防



災学習として市街地の小学校1校と実施をしたところであります。

また本年度においても、2町内会への出前講座や1町内会と協力した防災訓練、小学校2校、中学校1校への防災学習を予定しているところであります。

今後は町が発信する防災情報につきましても、より具体的で活用しやすいものとなるよう努めるとともに、出前講座や防災訓練等の場におきましては、可能な限り備蓄品や防災資機材を体験できるよう、その実施内容を工夫してまいりたいと考えております。

また町が主催し、本年8月と9月に開催する地域防災リーダー養成講座においても、御家庭で備えていただきたい防災用品などを実際に用意し体験していただくことで、受講した防災リーダーを通じた普及啓発にもつなげてまいります。

さらに役場ロビーなどで展示を予定し、一般来庁者への啓発を推進するなど、あらゆる場面をとらえ、体験型の情報発信に努め、さらなる防災意識の向上に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

【質問：平山 光生 議員】

再質問させていただきます。

体験型の情報発信をはじめ、本年度の町内会の出前講座や防災訓練、学校への防災学習を通じて、備蓄品や防災資機材を体験できるように工夫していただけるということで理解いたしました。実際に避難所として運営される場所で、段ボールベッドやテントなどの体験をしてみること、他の地域の災害にどのようなものが支給され、どのような日々を過ごしたのか、行政が情報収集、安否確認をどのように実施するのか、町内会などの自主防災組織で何ができるのか、あわせて展示することが町民の意識を高める最も有効なことだと考えます。

特に優先となる安否確認については、各被災地でも最も時間を要し、重要課題とされている事項であります。現在議会では、情報共有や安否確認に緊急連絡網安否確認システムオクレンジャーを活用しており、先日、全員協議会において、安否確認の実習も行いました。通信障害に強いだけでなく、個人の状況を選択して送信するだけという簡単な操作で、事務局が議員全員の安否確認を行うことが出来ていました。

当町が利用しているLINE公式アカウントを活用した企業向け安否確認サービスの提供をしている企業もあります。少しでも早く町民の安否確認を行うためには、メールやファクス以外の災害に強い安否確認サービスの導入が必要と考えますがどのようにお考えでしょうか。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

災害時の安否確認ということでありまして、今後必要になってくるであろう分野のことですけれども、インターネットを活用した先駆的な取り組みでありますね。こういったものをしっかり研究しながら、今後に備えたいというふうに考えております。以上であります。